

第2号様式の3

平成24年度第3回法務省総合評価委員会審議概要

開催日及び場所	平成25年 1月29日(火) 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 秋山 哲一 (大学教授)	
審議対象期間	平成24年8月1日から平成24年11月30日まで	
【工事】		(備考)
抽出対象案件	総件数 ー 件	
類 高度技術提案型	ー 件	
型 標準I型	ー 件	
標準II型	ー 件	
簡易型 (一般タイプ)	ー 件	
簡易型 (施工実績タイプ)	ー 件	
【業務】		(備考)
抽出対象案件	総件数 1 件	
類 標準型	ー 件	
型 簡易型	1 件	
委員からの意見 ・質問, それに 対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	具申又は勧告	回 答
	なし	なし

別紙

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>(議題) 総合評価落札方式の実施状況について</p> <p>簡易公募型競争入札は申込者が一者の場合不成立となるのか。</p> <p>(議題) 抽出案件の審議 〔平成24年度札幌刑務所車庫棟等実施設計業務(簡易公募型(短縮))〕</p> <p>評価者によって評価点に大きな差があるのは、主観的評価なのでやむを得ないが、主観的判断を何らかの形で客観化する努力をすべきではないか。相手に説明を求められた場合に法務省として回答しなければならないとすれば、例えば事前に話し合っただけで基準や平均を決める等しなければならないのではないか。これだけの差が出ると、その評価が妥当だったのかという疑問が生じるのではないか。今後の検討課題としていただきたい。</p> <p>評価マニュアルはないのか。あらかじめ決めておかないといけないのではないか。</p> <p>評価に誤記があった場合に指摘を受けて訂正は可能なのか。</p>	<p>申込者を審査し、指名することから申込者が2者以上でないと成立しません。</p> <p>評価者は、建築、電気設備、機械設備、積算の各担当者がそれぞれの立場・観点で評価しているため、評価者により評価が異なることもあります。</p> <p>着目点、評価項目は決めています。評価マニュアルはありませんので、評価者の判断により評価しています。</p> <p>評価結果については建設コンサルタント選定委員会において評価者から評価理由等の説明を受けた上で審議を行い評価点を決定しています。</p>

意見・質問	回答
<p>より良い提案書を作ってもらうために、質問の趣旨説明や過去の事例等を示すことはないのか。</p>	<p>設計事務所の技術力を判断するために技術提案を求めているので、技術提案書の参考事例等を事前に示していません。</p>
<p>先方の思いとこちらの思いが大きく異なるようであれば、それを埋めることをしなければいけないのではとも思う。</p>	<p>評価方法について検討していきたい。</p>
<p>技術評価点の結果は連絡するのか。</p>	<p>連絡はしませんが、入札調書に点数が記載されており、法務省窓口で閲覧が可能です。</p>
<p>点数の内訳は分かるのか。</p>	<p>内訳は分かりません。開示請求があれば対応します。</p>
<p>開示請求があった場合、どこまで開示されるのか。</p>	<p>技術提案については提出者の知的財産に当たりますので開示できませんので、それ以外の評価項目を開示することになります。</p>
<p>A者B者C者とは、どのように並べているのか。</p>	<p>ランダムに並べ替えて、どこの事務所がどの技術提案書を作ったか分からないようにして評価者に配布しています。</p>
<p>プロポーザル方式の場合ヒアリングは行っているのか。</p>	<p>基本設計から委託する場合はあるかもしれませんが、実施設計業務だけですので、ここ数年はヒアリングは行っていません。</p>
<p>評価者が評価する場所や時間は決まっているのか。</p>	<p>いつまでに提出してくださいということで事務局から依頼があり、2日間程度で基本的には自席で評価作業を行います。</p>
<p>2日間で評価できるのか。</p>	<p>事前に日程を示しているので、評価者は業務の調整をして期間内で評価作業を行っています。</p>